

行政書士いわて

gyosei shoshi

2006.2月号
第106号
平成18年2月6日発行

発行所 **岩手県行政書士会**
発行人 (会長) 中澤 弘文
〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館5階
TEL 019-623-1555
FAX 019-651-9655

Contents

- p 1 行政書士制度強調月間
- p 2 電子申請システム
- p 3 新会社法の研修会
- p 4 相続関係の研修会
- p 5 農地法関係の研修会
- p 6、7 法務資料(新会社法)
- p 8 会員の動き
- p 9 専門業務研究会掲示板
- p 10 メーリングリストから
- p 11 新入会員研修会
- p 12 事務局日誌



「街頭無料相談」盛岡市肴町アーケード街にて

平成十七年度の行政書士制度強調月間の取り組みが十月に行なわれました。
この「行政書士制度強調月間」において、本会・各支部では行政書士制度をPRするため、無料相談会などを実施しました。
本会では十月一日に本会事務局において「行政書士電話無料相談」を開催しました。

各所で無料相談会に取り組む ……行政書士制度の強調月間で



市民の皆さんに行政書士制度をPRしました

十月二日には、盛岡市のアーケード街「ホットライン肴町」で「行政書士街頭無料相談」を開設しました。「行政書士制度強調月間」の実施にあたっては、九月を準備月間として、各新聞、ラジオ、テレビ、ホームページなどで無料相談会の実施について告知を行い、市民の身近な相談に応じました。



本会会員がテレビでも行政書士のPR!!

多くの会員もこの番組をテレビで見えており、大好評でした。番組に出演されました皆さん、裏方で活躍された皆さん、大変お疲れ様でした。

また、九月の「行政書士制度強調月間準備月間」においては、街頭無料相談会PRのため、4名の会員がテレビ岩手「5きげんテレビ」に出演しました。

会員が テレビに出演!

岩手県電子申請システムの テストランに 参加して

電子申請対策委員会 中屋敷 勤



「岩手県電子申請システム研修」農業保険会館にて

全国から注目！ システムに 「行政書士代理申請」 が実装される！

岩手県の 電子申請システムが 稼動中！

8月10日、農業保険会館において、「岩手県における電子申請について」と題して、新しく始まる岩手県の電子申請システムについての研修会が開催されました。講師には、岩手県地域振興部IT推進課から主任の中川博行氏をお迎えしました。

システム制作を担当した(株)アイシーエス・電子自治体システム開発プロジェクト副統括者の佐藤泰広氏から、実際のシステムの操作について説明をしていただきました。岩手県における電子申請は、電子申請システムに行政書士代理申請システムが実装されており、全国的にも注目されております。この先進的なシステムの内容について、テストランを目前にして詳しく研修しました。参加者は76人でした。県外の会員も多数参加されました。会員からのアンケート結果は県の担当課に伝えられました。

平成17年8月18日から25日にかけて、代理申請にかかる岩手県の電子申請テストランが実施されました。このテストランは、本会員と岩手県IT推進課等との共同により行なわれたものです。多くの会員の皆様がテストランに参加されました。ありがとうございました。お疲れ様でした。テスト当初から日商行政書士用電子証明書タイプ1-Gをシステム側で読み取れないという重大なトラブルが発生し、若干心配されましたが、岩手県IT推進課等の努力によってシステムが稼動しました。

テスト期間を延長してもらいながら代理申請機能に関する全ての操作の検証ができました。私ども行政書士としても安心致しました。また、IT推進課からも、私どもの踏み込んだ検証によりシステムが改善できたということで大変感謝されました。今回システム化された岩手県の電子申請は、紙委任状併用方式の代理申請の採用など、全国的に見ても先進的で使い勝手の良いシステムとなっております。現時点では実際に使用できる手続きが少ない状況ですが、2月より入札参加資格申請関係が使用可能

となるなど、今後、行政書士が使用できる手続きが増えてまいります。私ども行政書士として、このシステムを大いに利用し、行政書士が電子申請のプロであることを社会認識してもらえよう努力していきたいと思っております。テストランの後のアンケートで会員の皆様から寄せられた意見等は県IT推進課にもお伝えしております。会員の皆様の今後の一層のご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

研修会レポート

業務研修会が 活発に開催される



会社法改正について、熱気のある研修会となりました

新会社法の研修会に

87名の会員が参加

テキスト「これが新発想の会社法だ」

第9回業務研修会

12月17日、サンセール盛岡において「新会社法の改正ポイント」をテーマに研修会が開催されました。講師に東京都司法書士会の金子登志雄先生をお招きしておこなわれました。

内容は、「これが新発想の会社法だ」をテキストに、最低資本金制度

の撤廃、有限会社制度の廃止などを含む新会社法について、詳しく研修しました。

参加会員は87名と、関心の高さをうかがわれました。

会社法改正に関しては、会員の皆さんが新しい情報に注目することが重要と思われま

す。県行政書士会として、会社法改正について、これからも引き続き研修会を重ねることにしております。

行政書士試験が 実施される

本県での受験者は
407名

昨年10月23日、平成17年度の行政書士試験が実施されました。岩手県での受験者数は407名で、全国での受験者数は7万4千人あまりでした。合格者の発表は1月19日となっています。



相続業務の基本からしっかり学ぶ研修となりました

相続業務の連続研修で

体系的に学ぶ

第4回業務研修会

8月27日、農林会館において、「相続・遺言・遺産分割」についてのDVD研修会が開催されました。講師は、東京都行政書士会の伊藤令子先生です。

このDVD研修は、第4回業務研修会と第5回業務研修会の二回に分けて開催されました。研修内容は次のとおりです。

- 遺言総論
 - 遺言書の作成
 - 遺贈、遺留分
 - 遺言の撤回
 - 相続の開始
 - 未成年者・意思無能力者・行方不明者の取扱い
 - 相続放棄と限定承認
 - 相続人の不存在
 - 相続分など
- 以上について、DVDによる研修が行なわれました。参加会員は52人と多く、また会員からも好評でした。

第5回業務研修会

9月17日、農林会館において、前回に引き続き「相続・遺言・遺産分割」についてのDVD研修会が開催されました。講師は、前回と同じく東京都行政書士会の伊藤令子先生です。

内容は次のとおりです。
相続財産の範囲の確定
相続開始から遺産分割まで
遺留分減殺請求
相続にかかわる名義変更手続きなど

以上について、DVDによる研修が行なわれました。参加会員は43人で、相続業務に大変参考になるものとなりました。



連続研修で、相続業務の研鑽になりました

専門業務研究会 三二情報

建設研究会が

「建設業許可Q&A」作成へ

建設業業務研究会では、1月26日午後2時より盛岡商工会議所において、「建設業許可Q&A」の冊子を作成するために研究会会員による検討会議が行なわれます。

この「Q&A」は、会員の業務経験から得られたノウハウを元にして作成し、建設業許可業務のレベルアップを図ることを目的としています。

東京都行政書士会の

伊藤令子先生が来県

遺言・相続研修会の講師として

第6回業務研修会

10月7日、エスポワール岩手において第6回業務研修会が開催されました。

この研修会は、これまで二回開催された「相続・遺言・遺産分割」についてのDVD研修会の講師を勤められた東京都行政書士会の伊藤令子先生をお招きして行なわれました。

テーマは「遺言・相続業務入門」と題して行なわれ、伊藤先生の業務を通じて得られた遺言・相続業務のノウハウについて詳しく解説がなされました。
この研修会には、66人もの方が熱心に受講しました。
研修会終了後、伊藤先生を囲んだ和やかな懇親会も開催されました。



伊藤先生の講義に熱心に聞き入る会員のみなさん

第7回・第8回業務研修会

10月12日、農林会館において第7回業務研修会が開催されました。
テーマは「農地法関係で、「岩手県の農業の現状と課題」と「農地の権利移動と転用許可制度の概要」でした。
講師には、岩手県農業振興課農地・交流担当課長の高橋和彦氏と岩手県農業振興課主任主査の千葉義郎氏をお招きしました。

農地法の実務研修を意欲的に開催する



農地法の研修が意欲的に行なわれました

研修内容は、土地利用関係法目的農業振興地域制度の仕組み、市町村整備計画、市町村整備計画の変更、農地を農用地区域から除外する要件などで、詳しく実務研修が行なわれました。参加者は40人でした。
また、12月3日には、農地関係の研修会として第8回業務研修会が農林会館で行なわれました。
テーマは「農地の権利移動と転用許可申請実例」で、講師は岩手県行政書士会第2業務部部員の芳賀英明会員と加美山裕会員が担当し、農地法第3条許可申請と新規就農、農地法第4、5条許可申請と農振解除・農地法適用除外証明、農業生産法人の概要などについて、実務研修が行なわれました。参加は49人と多く、好評を博していました。

法務資料

新会社法について

改正の骨子

新会社法が今年施行されますが、主に次の点が、新しい会社法の骨子になっています。

- ・ 有限会社の廃止。新たに有限会社はつくれなくなりませす。
- ・ 資本金は1円でも良い。会社を作るのに大金は必要なくなりませす。
- ・ 取締役は1人でもよい。会社組織のスリム化が図れます。
- ・ 新会社法では起業に関する項目が大きく変化します。
- ・ 条文がカタカナからひらがなに変わります。
- ・ 起業を簡単にできるようになります。
- ・ 企業買収・合併(M&A)を柔軟にできるようにしています。
- ・ 合同会社、LLP、会社参与という新しい制度が新設されています。

いまの商法が出来たのは今からもう百年以上前のことです。なれな力カタカナが今まで幅を利かして

きたのは珍しい事です。ここでひらがなに直して法律全体を整合しようとしたものでしょう。

有限会社が廃止に

有限会社の廃止にはつぎのような背景があります。

商法が出来てから100年以上たっている事。経済の発展によって会社に関しての法律が多く追加されたこと。法律の関連性が多く複雑になった事などから、有限会社法、商法特例法などを廃止して新会社法に一本化し、法律をより分かりやすくするという目的があります。

これからは新会社法だけを取り敢えず勉強すれば良いのですから、これから起業しようとする人にとって理解しやすいものになります。

会社法の大幅改正の概要

部長 瀬藤 一志
広報・監察部

有限会社から株式会社への変更は簡単にすることができます。新たに有限会社はつくれないのですが、すでに設立されている有限会社は強制的に廃止される訳ではありません。

「有限会社の廃止」「資本金は1円が良い」「株式会社の取締役は1人でよい」という3つのビックリするような改正は、起業を簡単にするという特徴に関連することです。

資本金1円の株式会社

資本金1円で株式会社が作れます。新会社法では資本金の額は、法律で決められた金額とするのではなく自分で決めた金額にすることが出来ます。そして資本金を1円にした場合、期限付でなくずっと1円でOKなのです。

ではすでにある資本金1円の会社はどうなるのかと言いますと、特例を受けて作った1円会社は、設立の時に作成した会社の定款に、資本金を増やせ

なかつたら5年後に組織変更するか解散する」と定め登記されていますので、もし現状の資本金でそのまま会社を続けていくにはどうしたらよいかと言いますと、資本金を増やすことなく5年後の解散等を避けるためには、新会社法が施行されたら、株主総会で、この解散事由を定款から削除するという決議をして登記簿からも削除してもらおうという登記申請することが必要です。

しかし、会社は1円でも作れませんが事業の元手となる資金をいくらにするかは、しっかり考えましよう。

役員会の形も変更

現行の「株式会社」は、取締役会を設けて、取締役を3人以上、監査役を1人以上選ばなければならぬ、とされていますが、その基本的な形が変わります。

取締役を何人にするか、取締役会を設けるかという会社の機関を一定のルールに従って自由に決められるのが改正点の大きなものです。そのルールとは、

- 1 すべての会社は、株主総会のほか、取締役をおかなければならぬ。
- 2 株式譲渡制限会社は、取締役会(取締役が3人以上必要)を置かないかと言いかを置かぬかを選択出来る。
- 3 取締役会を置かない会社は、取締役は一人でも良く、監査役を置

く必要もない。
4 取締役会を置く会社は、監査役か会計参与等を置かねばならない。

ほとんどの株式会社には、定款の中に「当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならぬ」という規定を設けています。会社の謄本を見れば確認することができます。株式を上場している会社はこのような規定を設けてはいないことになっております。ですから敵対的買収も起こりうる訳です。

新会社法では「株式会社制限会社」の実情に応じた次のような制度を認めています。

- 1 取締役会をおかなくてもよい。「1人取締役」を認める
- 2 原則として取締役の任期は2年、監査役は4年とされている。任期は最長10年まで延ばせる。
- 3 監査役を置く場合は、監査役の権限を会計監査に限定することが出来る。
- 4 定款に株券発行の定めがあつても、株主からの請求がない限りは、株券を発行しなくてよい。

株式会社をつくるには会社内のルールを決めた「定款」が必要です。設立時に作成する定款は、公証人役場で認証を受けねばなりません。このときは収入印紙4万円と公証役場の手数料5万円と謄本料がかか

ります。この最初の定款を原始定款とよんでいます。

組織変更の留意点

設立後、定款の内容を変更しても再度、定款の認証を受ける必要はありません。

定款を変更するには、株主総会で話し合い、通常は株主総会の特別決議による承認が必要になります。

定款は必要に応じて見直され変更されるものなのです。

有限会社を株式会社に移行する場合や1円会社の解散の要件の削除などの場合は、定款の記載事項の変更が必要です。

取締役や監査役といった会社の機関として新しく「会計参与」という資格が作られます。

大企業においては第三者である公認会計士や監査法人が決算書のチェックをしています。

中小企業において、過大の負担をせずに決算書の信頼性を高める手段として、税理士、公認会計士を会社の機関に組み入れ、決算書などの計算書類を取締役と共同で作成させる制度を作ることになりました。

しかし設置は会社の自由です。

その他の改正点

「会計参与」は、次の要件の者が該当します。決算書類について

1. 取締役との共同作成
2. 株主総会での報告説明
3. 会社とは別に5年間の保存
4. 株主、債権者への開示を行う。(社外取締役と同様の対外責任を負う)

資格は、税理士(税理士法人を含む)公認会計士(監査法人を含む)

選任は、株主総会で選任される。(会社の謄本に記載する必要がある)

新会社法では株式会社、合名会社、合資会社の外に合同会社といものができます。

合名会社は無責任社員で構成、合資会社は有限責任社員と無限

新しい会社法のもとでも行政書士の活躍が求められます

責任社員との2人以上で構成。これに対して合同会社は、有限責任社員のみで構成。社員は経営に参加しながら合同会社の債務については出資の額を限度に責任を負えば良いのです。研究開発事業、産学連携事業には合同会社が最適です。もちろん法人も社員になれます。

LLPとは、Limited Liability Partnership 有限責任事業組合のことです。

組合の延長線にあると考えて良いでしょう。株式会社においては、株主と取締役が分離しているが、LLPでは出資者イコール執行者になります。そのため出資者が何れも経営にタッチしないことは禁じられています(共同事業性)。しかし、その代わりとして税金が事業にかかるとはならず(構成員課税)。

おわりに

以上、昨年開催されました業務研修会「新会社法のポイント」などを参考にさせていただき、新会社法の概略を説明しました。

細部に亘つてまでは至りませんでした。

皆さんで勉強して肉づけをしていただきたいと思います。

会員の動き



入会

おめでとうございます

村田 幸利 久慈支部
 (事務所・自宅)
 久慈市大川目町第6地割18番地
 電話0194 55 3453
 平成17年8月1日登録・入会

安倍 文孝 水沢支部
 (事務所)
 水沢市字斉の神122番地1
 電話0197 24 5880
 (自宅)
 胆沢町若柳字丹波152番地
 電話0197 46 3794
 平成17年11月15日登録・入会

事務所・住所移転

よろしくお願ひします

工藤 寿彦 一戸支部
 (新住所)九戸郡軽米町大字軽米
 第4地割37番地
 電話0195 46 3001

及川 文利 水沢支部
 (新事務所)水沢市太日通り一丁目
 8番30号レオパレスアルブル
 電話0197 22 5755

入会

宝木 久男 紫波支部
 (事務所・自宅)
 盛岡市湯沢南二丁目15番15号
 電話019 637 7231
 平成17年10月2日登録・入会

佐々木 剛之 遠野支部
 (事務所)
 遠野市中央通り7番17号
 電話0198 62 2971
 (自宅)遠野市宮守町下鱒沢32
 地割150番地
 電話0198 67 2228
 平成17年11月15日登録・入会

退会

大変ご苦労様でした

昆 康祐 宮古支部
 (新事務所・住所)下閉伊郡山田
 町織笠11地割11番地58
 電話0193 82 5925

廣嶼 文哉 盛岡支部
 (新電話)
 019 626 8112

高橋 裕 盛岡支部
 (新事務所・住所)八幡平市松尾
 寄木第30地割103番地
 電話0195 76 3690

訃報

ご冥福をお祈りします

鎌田 榮治 花巻支部
 平成17年8月13日
 石鳥谷町八幡2・54・9

田村 進 盛岡支部
 平成17年11月1日
 盛岡市前九年三丁目13・26

専門業務研究会

情報掲示板

産廃研究会

10月28日農林会館において産廃研究会が開催されました。テーマは「自動車リサイクル法について」と「収集運搬業許可申請書の作成」でした。

収集運搬業許可申請のマニュアル一式を配布しての研修会となりました。産廃研究会では昨年より岩手県環境生活部資源循環推進課と協議を重ね、収集運搬業許可申請のマニ

市町村合併による 会員の变更登録 について

ユアルの作成に取り組んできました。今回の研修では、これらの成果が発表されました。

膨大な資料とマニュアルについては、参加者から大好評を得ており、会員から感謝されておりました。

建設研究会

11月18日、盛岡商工会議所において、建設業業務研究会の研修会が開催されました。

研修では、建設業情報管理センターが発行した「経営状況分析申請マニュアル」について、財団法人建設業情報管理センター 上席調査役 猪瀬京一氏が解説をされました。

また、あわせて税務申告書別表の見方と建設業の財務諸表について、財団法人建設業情報管理センター 次長安井康夫氏を講師として次の研修をしました。

(1) 日本の制度会計と建設業、決算期と経理処理

(2) 税務申告書別表の見方
(3) 税務申告の決算書から財務諸表への移し替えについて

研修では、実際の経営状況分析申請のサンプル事例を使っての詳しい説明がなされました。

実務上で経営状況分析機関から指摘されている内容について、その機関によって実例に基づいて解説していただいたので、参加者の実務のレベルアップにつながったとの声が聞かれました。

市町村合併によって会員の登録事項に変更がある場合、次のように会員本人による変更登録の申請が必要となりますので、よろしくお願い致します。

(1) 会員本人が行政書士変更登録申請書を単位会に提出することにより変更を申請します。

(2) 事務所所在地、自宅住所、本籍が変更になった場合、それぞれが変更になったことを市町村長が証

明した証明書を添付します。同証明書についてはコピーでも可(原本確認印及び確認者印の押印が必要。)

(3) 事務所所在地が変更になった場合は、証票が差し替えになるので、証票用の写真一枚を添付します。

(4) その他は通常の変更登録と同様の取扱いとなります。

盛岡・紫波支部研修 「遺産分割協議書は こうして作る」



遺産分割協議書は行政書士へ

支部の活動とメッセージ

7月29日、盛岡中央公民館において盛岡・紫波支部の業務研修会が開催されました。テーマは「遺産分割協議書の作成方法」。講師は紫波支部の細川榮子会員です。「分かりやすくして今後の業務に生かれます」との感謝の声が寄せられました。

事務局で「県証紙」を販売しています。

岩手県行政書士会は、「県収入証紙の売りさばき人」の指定を受けております。

各種許認可申請に添付する県証紙は、予約の上、県会事務局でお買い求めください。

(紫波支部会員より)

12月3日の農地法研修会は大変お世話様でした。
先般、県の方達からの研修を受けた後で、今般の実務研修というのもとてもよかったですね。有難うございました。

岩手は農業県です。今後、遠野のような特区が多く認められて来て5反歩以下でも農業が出来るのではないかと私は個人の想像ですが、とにかく、今後の業務に繋げられる有意義な内容の濃い実務研修でした。

参加者名簿も60名弱でしたね、関心の深さも感じました。

(宮古支部会員より)

3日の研修会にご参加の皆様、大変お疲れ様でした。

また第二業務部の皆様、お世話様でした。おかげさまで、とても良い勉強になりました。

実例に即した資料群、そして実践的なテクニクも交えた解説で、とてもわかりやすかったです。本当にありがとうございました。

他MLで読んだ情報ですが、国交省の自動車関連申請手続きOSSの新しいページが出ているようです。

<http://www.e-onestop.jp/index.shtml>

(盛岡支部会員より)

第2業務部の諸先輩方、本当にありがとうございました。

本日2件の3条申請をしてきました。そのときに講師さんが話して

岩手県行政書士会 会員メーリングリストの 情報交換から・・・

岩手県行政書士会には、インターネットを利用した情報交換の広場（ML メーリングリスト）があります。

最近の情報交換の内容から、いくつかピックアップいたします。

情報を提供してくださいました会員のみなさま、ありがとうございました。

いた「マニュアル」が欲しいと農業委員会でお願したところ、1冊取り寄せてくれる事になりました。その存在すら知りませんでしたから、本当に感謝です。

代理申請の委任状も作りまして、3条、4条、5条の許可申請書も代理申請用に作り直しました。いつか、こちらから情報発信ができるように勉強します。

(業務部員より)
「新会社法に即した定款改訂は、何処の会社でも必須ではないかと研修会で金子先生がおっしゃっていましたが、このような書籍が発売されました。

「新会社法の定款モデル」
<http://www.chuokeizai.co.jp/cgi-bin/asearch2.cgi?&NUM=4502937207>

(電子申請対策委員会より)

昨日、県IT推進課より「岩手県電子申請システム代理人機能マニュアル」を作成したとの連絡をいただきました。

内容につきまして、委員会で検討中でしたが、ひとまず会員各位に周知したいとのことでした。

また、県のHPには掲載されておりませんが、県側の了承を得て、会のHPに掲載いたしますのでご参照願います。

なお、検討中につき、変更があることをご承知おき下さい。マニュアルは容量が大きいので圧縮(zip形式)ファイルとなっております。

(広報・監察部より)

日行連より「行政書士派遣制度に関するニーズ調査」アンケートの協力依頼がありました。概要は会のHP「新着情報」に掲載しております。アンケートにご協力願います。

また、会員名簿が長らく工事中になつておりましたが、こちらも更新いたしました。掲載を希望された方は、各自内容を確認してくださいませうお願いいたします。

岩手県行政書士会 会員メーリングリストに 参加して、 情報交換しましょう！

<http://www2u.biglobe.ne.jp/~i-gyosei/>から
参加申し込みの上、アクセスしてください。
なお、専門業務研究会の参加申し込みも上記サイト
からお申し込みください。
岩手県行政書士会には、インターネットを利用した
情報交換の広場（メーリングリスト）があります。
相互の情報提供で、業務研鑽をしましょう。

- 11月25～26日、国立岩手山青年
の家において、今年度の新入会員研
修会が合宿形式で開催されました。
講師は、本会会員が勤めました。
研修は、次のような多方面にわた
って行なわれました。
- 「岩手県行政書士会の組織につ
いて」
 - 「行政書士に必要なマインドに
ついて」
 - 「戸籍謄本等職務上請求用紙の
使い方」
 - 「電子申請について」
 - 「相続・遺言関係業務について」
 - 「建設業許可申請について」
 - 「産業廃棄物処理業許可申請に
ついて」
 - 「車庫証明申請について」
 - 「自動車登録申請について」
 - 「内容証明他について」
 - その他

新鮮な空気の山麓で

新入会員研修会

国立岩手山青年の家にて



岩手山麓で、すがすがしい新入会員研修会

参加者は講師へ質問をしながら
熱心に受講されました。
また先輩会員とともに懇親を深
めました。参加者は27人。

事務局日誌



- 8月4日 川徳無料相談会 服部尚樹会員
- 8月5日 行政書士講座開校式 盛岡女性センター別館にて 廣嶋文哉・佐々木達也・伊藤昌陸・菊池秀範会員参加
- 8月10日 第3回業務研修会 農業保険協会 「岩手県における電子申請について」 76名参加
- 8月19日 第6回総務経理部会 本会事務局 千葉副会長以下6名
- 8月26日 全国監察担当国会議 東京 瀬藤広報部長
- 8月27日 第4回業務研修会 農林会館 「相続・遺言・遺産分割についてのDVD研修」 52名参加
- 8月31日 日行連広報部会 東京 中澤会長
- 9月1日 日行連ICT委員会 東京 中澤会長
- 9月2日 川徳無料相談会 隅田哲晴会員
- 9月9日 全国事務局長会議 宮野事務局長
- 9月2日 第6回正副会長会議 清温荘 中澤会長以下3名
- 第3回理事會 清温荘
- 中澤会長以下12名
- 第2回支部長會 清温荘
- 中澤会長以下13名
- 第2回相談役會 清温荘
- 中澤会長以下5名
- 9月13日 行政書士制度強調月間に伴つ官庁・報道関係訪問 中澤会長以下
- 9月14日 7名（県知事部局・市町村課・IT推進課・資源循環推進課・建設技術振興課・農業振興課・県警本部・国際交流プラザ・記者クラブ）東北運輸局岩手運輸支局訪問 中澤会長以下2名
- 9月17日 東北地方協議会会長會議 福島 中澤会長
- 9月21日 第5回業務研修會 農林會館 「相続・遺言・遺産分割についてのDVD研修」 43名参加
- 9月29日 日行連部長會 東京 中澤会長
- 9月29日 第3回第二業務部會 本會事務局 大澤第二業務部長以下4名
- 岩手大学宮本教授と司法研修について打合せ
- 行政書士制度強調月間街頭無料相談PRで「5きげんテレビ」出演 十文字國子會員以下4名
- 10月1日 行政書士制度強調月間 電話無料相談 本會事務局 中澤会長以下4名、相談件数4件
- 10月2日 行政書士制度強調月間 街頭無料相談 ホットライン着町北銀前 中澤会長以下5名 相談件数 11件
- 10月6日 川徳無料相談會 瀬藤一志會員
- 10月7日 日行連伝達研修 東京 岡田企画開発部長
- 10月12日 第6回業務研修會 「遺言・相続業務入門」講師 東京都行政書士會會員 伊藤令子氏
- エスポワール岩手 66名
- 第7回企画開発部會 本會事務局 岡田部長以下4名
- 第7回業務研修會 農林會館
- 10月19日 「岩手県の農業の現状と課題」講師 岩手県農業振興課農地・交流担当課長 高橋和彦氏
- 「農地の権利移動と転用許可制度の概要」講師 岩手県農業振興課主任主査 千葉義郎氏 40名
- 10月23日 日行連ICT委員会 東京 中澤会長
- 10月28日 行政書士試験 岩手医大教養部
- 10月3日 第4回第二業務部會 本會事務局 大澤第二業務部長以下3名
- 11月3日 川徳無料相談會 二ツ神厚子會員
- 11月14日 日行連と東北地方協議会との連絡會 浅虫温泉 中澤会長・三浦副会長
- 11月17日 日行連 部長會・会長會 熱海 日行連理事會 中澤会長
- 11月21日 第5回第二業務部會 本會事務局 大澤部長以下4名出席
- 11月24日 第3回広報・監察部會 本會事務局 瀬藤部長以下4名
- 11月25日 士業懇談會 ホテルニューカリーナ 中澤会長・三浦副会長・岡田企画開発部長
- 11月29日 新入會員研修會 国立岩手山青年の家 27名
- 12月3日 ICT委員会 東京 中澤会長
- 12月7日 全国運輸実務者會議 東京 斎藤徳志會員
- 12月7日 第8回業務研修會 農林會館 農地法について 49名
- 講師：芳賀英明・加美山裕會員
- 岩手大学と打合わせ 岩手大学

- 12月8日 中澤会長・三浦副会長・廣嶋司法研修委員長
- 12月9日 日行連伝達研修 東京 岡田企画開発部長
- 12月13日 第7回経理・総務部長・次長會 本會事務局 佐藤部長・伊藤次長
- 12月16日 第8回総務・経理部會 本會事務局 佐藤部長以下6名
- 12月17日 第9回業務研修會 サンセール盛岡にて 「新会社法のポイント」講師 金子登志雄氏（東京都司法書士會會員） 87名
- 12月19日 中間監査 本會事務局 中澤会長以下4名
- 司法研修委員會 本會事務局
- 中澤会長以下4名
- 産業廃棄物協合理事會 グランドホテルアネックス 中澤会長
- 12月26日 日行連広報部會 東京 中澤会長

編集後記

振り返る間もなく、一年が過ぎ去っていきました。昨年は、他県から羨ましがられるほど、例年にも増して、充実した研修會が開催されました。街の法律家として、身を正し、愛ある仕事をしていきたいと思ひます。さらに充実した内容の會報を發行し、広報活動に貢献してまいりますので、情報、ご意見がございましたら、広報部までお寄せください。